

飲料水等の水質に係る学校環境衛生基準

雑用水の水質

	検査項目	基準	検査方法
ア	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
イ	臭気	異常でないこと	官能法
ウ	外観	ほとんど無色透明であること	官能法
エ	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
オ	遊離残留塩素	0.1mg/L (結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上であること	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 (DPD法)

検査頻度:2回/年

平成21年4月1日 文部科学省告示第60号